

国民体育大会宮城県予選会 補助対象経費の基準と支出の証明方法

科 目	内 容	支出の証明方法
諸謝金	審判員（日当・交通費） 競技役員（日当・交通費） 補助員（日当・交通費） 書耕謝礼（日当・交通費） 救護謝礼（日当・交通費）	<p><b>・自筆署名、印鑑を押印のごと《別紙参照》</b>  <b>但し、補助員として高校生等が謝礼を受領する場合は、自筆で氏名・住所の署名のみで可。</b></p> <hr/> <p><b>・明らかに当該謝礼と判断できるものとし、備品借用謝礼、プログラム編集謝礼等は補助対象外とする。</b>  <b>・選手交通費、選手宿泊費、貸切バス、タクシー代等は計上不可とする。</b></p>
使用料・賃借料	会場使用料。 大会に係る会場の備品使用料。 パソコン等リース代 レンタカー	<p>・会場管理者が発行する領収書と使用許可書の添付                      ・リースについては請負先の発行する品名・個数・単価が記載された領収証または納品書</p> <hr/> <p><b>・個人所有物に関する賃借料は補助対象外とする。</b>  <b>・協会間関係者に関する領収書は計上不可とする。</b>  <b>・会場使用料 100%減免になる際は、決算書の備考に「100%減免」と記入。</b></p>
消耗品費	競技用消耗品、事務用消耗品、大会に関わる備品、冬季事業運営時会場を暖めるための灯油代（会場暖房費を徴収される場合を除く）、艇の燃料代等。	<p>・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書、領収証等。<b>（レシート又は明細を添付）</b>                      ・明細が発行できない場合は、領収書中の但し書きに記載すること。</p> <hr/> <p><b>・記念品、賞品等個人に支給する物品（トロフィー・メダル・楯・参加賞・額縁）は補助対象外とする。</b></p>
印刷製本費	プログラム、ポスター作成、看板製作	<p>・請負先の発行する品名、個数、単価が記載された納品書または領収証</p>
食糧費	役員（補助員含む）弁当・飲料代 <b>【菓子代は補助対象外とする。】</b>	<p>・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書または領収証  <b>・レシート又は明細を添付</b></p>
通信運搬費	開催通知文等の郵送費。 切手・封筒・メール便・物品輸送等。	<p>・請負先の発行する品名、明細が記載された領収証  <b>（レシート又は明細を添付）</b></p> <hr/> <p><b>振込手数料は雑費とする。</b></p>